

起業環境の整備に関する意見 ～ 実効ある支援体制の実現をめざして～

社団法人 関西経済連合会

21 世紀を目前に控えた今、経済のダイナミズムを生かすことによって、一刻も早く日本経済の再生を図ることが改めて求められている。その源泉となる新たな産業の育成は喫緊の課題であり、その担い手としてベンチャー企業の創出が期待されている。

国際的にみても、ロンドンビジネススクールが 11 月に発表したベンチャー活動が国の経済に及ぼす影響を国別に比較した「グローバル・アントレプレナーシップ・モニター調査」によると、GDP 成長率の高い国ほど起業を予定する割合が高いという結果が表れている。たとえば、米国の起業予定率は 12.7 パーセントである一方、日本はその十分の一の 1.3 パーセントと主要 21 カ国中で 20 位にとどまっている。米国では、開廃業率ともに 10 パーセントを超える高水準で、また開業率が廃業率を一貫して上回って推移しているのに比べて、日本では、近年、廃業率が開業率を上回る逆転現象が続いており、産業創出の活力が停滞している。

わが国では、ベンチャービジネスに興味はあるものの、現実

業する者は少なく、起業時の問題点として、開業資金の調達、取引先の開拓、人材の確保などが挙げられている。これら問題点を解決することにより起業の促進が期待されることから、ベンチャー企業の成長ステージの中で起業時に重点をおいた支援は特に重要である。

政策当局は、起業を促進するために、弱者救済型の政策からイノベティブな経営をめざす者への政策に転換し事業を展開しているが、起業家は、その存在を承知していない、もしくは支援機能を必ずしも評価しておらず、いわば、支援策のミスマッチが生じている。

日本の社会で起業家を次々に輩出し、これを支援しようとする社会的な潮流を呼び起こすためには、従来の法体系や通念を越える新たな枠組みのもとで、官民が連携・分担して支援策を展開しなければならない。しかし、現状ではこのような抜本的支援策を早急に講じることは、容易ではない。そこで、新たな法体系の構築を視野に入れつつ、まず現行支援策を改善することから着手すべきである。

以上のような認識の下、当連合会では、このたび、ベンチャー企業及び支援機関の双方に意見を聴取し、政策当局が実施すべき起業のための環境整備について、下記のとおりとりまとめたので要望する。

要望のポイント

1．資金調達制度の利便性向上

- (1) 起業時を対象にした資金制度の統合（一自治体一制度）
- (2) 申請手続きの電子化や対象要件（対象事業、資金用途等）の明確化
- (3) 審査の迅速化による交付決定に至るまでの期間短縮
- (4) 資金投入先企業の経営のフォローアップ充実
- (5) 制度普及のための広報活動の推進

2．人的支援体制の充実

- (1) 評価能力の向上
技術、事業・法律・財務内容などを総合的に調査して、ベンチャー企業をサポートする体制を整備する。
- (2) ITを利用した即時・即決相談システムの構築
24 時間対応の電子メールによる即時・即決の相談システムを早急に構築する。

3．投資を中心とする環境整備

- (1) エンジェル税制の拡充
個人投資家がベンチャー企業に投資して損失を抱えた場合、株式譲渡益以外の所得との損益通算を認めるとともに、損失の繰

り延べ期間を3年から5年に延長する。

(2) ベンチャーキャピタルに対する支援税制の創設

ベンチャーキャピタルによるベンチャー企業への投資額の一定額を上限とした投資損失準備金を設け、その積立額の損金算入を認める。

(3) スtockオプション制度の改正

無条件で付与対象者を外部のアドバイザーにまで拡大するとともに、最高限度額を引き上げる。

4. 事業環境の整備

(1) 遊休施設の有効利用

公共の遊休施設（廃校、遊休官舎等）を安価でインキュベーションとして活用するほか、大容量回線の敷設などIT化のためのインフラ整備を実施する。

(2) 入札制度の見直しによる参画の機会確保

事業実績よりも技術・経営能力に主眼をおいた入札制度に改める。

以上

記

1．資金調達制度の利便性向上

ベンチャービジネスの立ち上げにあたって、最も障害となるのは資金の調達である。起業家にとって、最大の関心事である資金調達に関する現行制度は、時間的にも人力的にも余裕のないベンチャー企業にとっては必ずしも利用しやすいとはいえない。

そこで、次のとおり資金調達の利便性向上を図るべきである。

- (1) 起業時を対象にした資金制度の統合（一自治体一制度）
- (2) 申請手続きの電子化や対象要件（対象事業、資金用途等）の明確化
- (3) 審査の迅速化による交付決定に至るまでの期間短縮
- (4) 資金投入先企業の経営のフォローアップ充実
- (5) 制度普及のための広報活動の推進

2．人的支援体制の充実

- (1) 評価能力の向上

ベンチャー企業が円滑な資金調達を受けるためには、起業家のビジネスプラン作成能力の向上とともに、審査機関において担当者の専門知識に関する能力の向上を図ることが必要である。案件審査にあたっては、民間企業や監査法人などからの専門家の出向も含めて、ビジネスプラン作成指導をはじめ、技術、事業・法律・財務内容などを総合的に調査して、ベンチャー企業をサポートす

る体制を整備すべきである。

(2) I T を利用した即時・即決相談システムの構築

時間的に余裕の少ないベンチャー企業の経営相談に迅速に対応できる相談事業が求められている。そこで、24 時間対応の電子メールによる即時・即決の相談システムを早急に構築することが必要である。

3 . 投資を中心とする環境整備

(1) エンジェル税制の拡充

直接投資を促すためには、現行エンジェル税制をさらに拡充し、個人投資家(エンジェル)にインセンティブを与えるべきである。すなわち、個人がベンチャー企業に投資して損失を抱えた場合、株式譲渡益以外の所得との損益通算を認めるとともに、損失の繰り延べ期間を3年から5年に延長することを要望する。

(2) ベンチャーキャピタルに対する支援税制の創設

ベンチャー企業の起業時の資金調達先としてもっとも多いのは自己資金であり、ベンチャーキャピタルからの出資による割合は少ない。そこで、ベンチャーキャピタルのベンチャー企業に対する投資を促進するために、投資額の一定額を上限とした投資損失準備金を設け、その積立額の損金算入を認めるべきである。

(3) スtockオプション制度の改正

ストックオプション制度は、支援者のモチベーションを高める手段として有効な手段となりうる。しかし、同制度の付与対象者は取締役と使用人に限定され、優遇税制の年間行使価額の最高限度も1,000万円にどどまっている。本制度の積極的な活用のためには、商法改正により付与対象者を外部のアドバイザーにまで拡大するとともに、現行の最高限度額を引き上げる必要がある。

4. 事業環境の整備

(1) 遊休施設の有効利用

公共の遊休施設（廃校、遊休官舎等）を安価でインキュベーションとして活用するほか、大容量回線の敷設などIT化のためのインフラ整備を実施することによって、ベンチャー企業の事業所として有効に活用できる環境を整備すべきである。

(2) 入札制度の見直しによる参画の機会確保

行政機関の指名業者となるためには、現行の入札制度では、事業実績があることを要件としており、実績の乏しいベンチャー企業にとって参画する機会がない。そこで、事業実績よりも技術・経営能力に主眼をおいた入札制度に改めてもらいたい。

以上